

## 都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大地震によるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、国土交通省が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日施行）に基づいて、ブロック塀等の除去及び建替えを行おうとするブロック塀等の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8の規定による補強コンクリートブロック造の塀又は同令第61条の規定による組積造の塀とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会が定める、既存ブロック塀等の震診断基準等に基づき、健全性が確保されていないと市が確認したものであること。
- (3) 小学校からおおむね半径500m以内に存するもの又は小学校の通学路に面するものであること。
- (4) 一般の交通の用に供する道に面するものであること。
- (5) 既存ブロック塀等が道路面からの高さが1.2m以上のものであること。
- (6) 除却を行う場合は、ブロック塀等の道路面からの高さを0.8m以下となるものであること。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、ブロック塀等の除却及び建替えに要した費用とする。ただし土留めに要する費用及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 1敷地につき、237,000円
- (2) 除却するブロック塀等の延長に対し、8,000円/m
- (3) 建て替えるブロック塀等の延長に対し、18,000円/m
- (4) 除却工事又は除却工事及び建替え工事（以下「除却工事等」という。）に要する費用の3分の2の額

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) ブロック塀等を所有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置を示す地図
- (2) 除却工事等を行うブロック塀等の平面図、断面図、立面図（高さ及び長さを明示したもので、除去工事等後のブロック塀等の形状が分かるもの）
- (3) 除却工事等前のブロック塀等の写真
- (4) 除却工事等に要する費用の見積書の写し
- (5) ブロック塀等が設置されている土地の登記簿謄本又は土地家屋名寄帳（課税台帳）の写し
- (6) 市税の滞納のない証明書 （市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）
- (7) 委任状（代理人の申請による場合）

(8) 都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金等申請者名簿  
(様式第2号)

(9) 事業計画書 (様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、必要と認める条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金事業変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式第6号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は必要と認める条件を付することができる。

(事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止届出書(様式第7号)に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、概算払の支払いを受けた者は、次条において提出済みの書類の提出を省略することができる。

(1) 除却工事等の契約書又は注文書等の写し

(2) 除却工事等の請求書の写し

- (3) 除却工事等に係る工事代金の領収書の写し
- (4) 除却工事等の実施箇所の写真（施工前、施工途中及び完了時の状態が分かるもの）
- (5) 事業実施報告書（様式第9号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の支払）

第12条 補助金の支払は、概算払とすることができる。

（概算払）

第13条 補助事業者は、ブロック塀等の除却工事等が完了し、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払による補助金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる必要書類を添えて請求するものとする。

- (1) 除却工事等の契約書又は注文書等の写し
- (2) 除却工事等の請求書の写し
- (3) 除却工事等の実施箇所の写真（施工前、施工途中及び完了時の状態が分かるもの）
- (4) 事業実施報告書（様式第9号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の確定）

第14条 市長は、第11条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助金の額の確定の通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。ただし、第13条の規定による概算払の支払を受けた者は、交付請求をすることができないものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、規則第8条及び規則第16条に規定しているものに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、そ

の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月27日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

補助金交付申請書

都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に規定する事項に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

交付申請額	円
補助事業の種別	<input type="checkbox"/> 除却工事費用の補助 <input type="checkbox"/> 除却工事及び建替え工事費用の補助 (※いずれかに印をつける)
ブロック塀等の所在地	都城市
事業計画	事業計画書のとおり

記

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(注) 署名を行う場合は、押印は不要です。

都城市長 宛て

住所  
氏名

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金等申請者名簿

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
代表者			
(備考)			

※個人の場合は、代表者の欄に記入ください。

様式第3号（第6条関係）  
事業計画書

ブロック塀等 所 有 者			
ブロック塀等 所 在 地	都城市		
工 事 施 行 予 定 業 者			
契 約 予 定 日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
収 支 予 算	収入の部		支出の部
	市 補 助 金 ④	円	工 事 費 (消費税及び地 方消費税相当額 を除く) ③
	自 己 資 金	円	円
	計	円	計 円
市 補 助 金 の 計 算	除却延長 <input type="text"/> m × 8,000 円 = ① <input type="text"/> 円 建替え延長 <input type="text"/> m × 18,000 円 = ② <input type="text"/> 円 除却工事等に要する費用の見積額の2/3の額 = ③ <input type="text"/> 円 ①と②と③と23万7千円のいずれか少ない額 = ④ <input type="text"/> 円 (千円未満切捨)		
添 付 書 類	(1) ブロック塀等の位置を示す地図 (2) 除却工事等を行うブロック塀等の平面図、断面図、立面図（高さ及び長さを明示したもので、除却後及び建替え後のブロック塀等の形状が分かるもの） (3) 除却工事等前のブロック塀等の写真 (4) 除却工事等に要する費用の見積書の写し (5) ブロック塀等が設置されている土地の登記簿謄本又は土地家屋名寄帳（課税台帳）の写し (6) 市税の滞納のない証明書 <u>（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要）</u> (7) 委任状（代理人の申請による場合） (8) <u>都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金等申請者名簿（様式第2号）</u>		

様

都城市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金の額	円
補助事業の種別	
ブロック塀等の所在地	都城市
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条のとおり</li> <li>(2) 都城市暴力団排除条例第5条に規定する市民等の責務を遵守すること。</li> <li>(3) 要綱を遵守すること。</li> <li>(4) この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。</li> <li>(5) 要綱の規定に違反した場合又は補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取消しによる市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。</li> <li>(6) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。</li> </ol>

都城市長 宛て

申請者 住所  
氏名

補助事業変更申請書

年 月 日付け第 号 で交付決定のあった都城市危険ブロック塀等  
除却促進事業について、当該事業計画を変更したいので、都城市危険ブロック塀等除却促進  
事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付決定額	円
補助金交付申請額	円 (増減額 円)
変更理由	
変更の内容	
添付書類	都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱 第6条に定める書類で市長が指示するもの

(注) 署名を行う場合は、押印は不要です。

様

都城市長

印

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付の変更については、次のとおり承認したので都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助金決定済額	円
補助金変更増減額	増減額 円
補助金変更後決定額	円
補助事業の種別	
ブロック塀等の所在地	
変更の内容	
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条のとおり</li> <li>(2) 都城市暴力団排除条例第5条に規定する市民等の責務を遵守すること。</li> <li>(3) 要綱を遵守すること。</li> <li>(4) この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。</li> <li>(5) 要綱の規定に違反した場合又は補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取消しによる市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。</li> <li>(6) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。</li> </ol>

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

届出者 住所  
氏名

補助事業中止届出書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更通知）のあった補助対象事業を中止したいので、都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

補助金交付決定済額	円
中止の理由	
添付書類	補助金交付決定（変更）通知書の写し

（注）署名を行う場合は、押印は不要です。

年 月 日

都城市長 宛て

報告者 住所  
氏名

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）のあった補助事業が完了したので、都城市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

補助金交付決定額	円
補助事業の種別	<input type="checkbox"/> 除却工事費用の補助 <input type="checkbox"/> 除却工事及び建替え工事費用の補助 (※いずれかに印をつける)
ブロック塀等の所在地	都城市
添付書類	別紙事業実施報告書のとおり

(注) 署名を行う場合は、押印は不要です。

※都城市使用欄	概算払： <input type="checkbox"/> 未・ <input type="checkbox"/> 済
---------	---

様式第9号（第11条、第13条関係）

事業実施報告書

ブロック塀等 所 有 者			
ブロック塀等 所 在 地	都城市		
工事施工業者			
契 約 日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
収 支 予 算	収入の部		支出の部
	市補助金	④ 円	工 事 費 (消費税及び地 方消費税相当額 を除く) ③ 円
	自己資金	円	
	計	円	計 円
市補助金の 計	除却延長 <input type="text"/> m × 8,000 円 =① <input type="text"/> 円 建替え延長 <input type="text"/> m × 18,000 円 =② <input type="text"/> 円 除却工事等に要する費用の契約額等の2/3の額=③ <input type="text"/> 円 ①と②と③と23万7千円のいずれか少ない額=④ <input type="text"/> 円 (千円未満切捨)		
添 付 書 類	(1) <u>除却工事等の契約書又は注文書等の写し</u> (2) <u>除却工事等の請求書の写し</u> (3) <u>除却工事等に係る工事代金の領収書の写し</u> (4) <u>除却工事等の実施箇所の写真（施工前、施工途中、完了時の状態が分かるもの）</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u>		

(注) 概算払により請求する場合は、(2)を除く。ただし、第11条の規定により提出する補助事業実績報告書に添付すること。

都城市長

宛て

住所  
氏名

概算払による補助金交付請求書

年 月 日付け第  
下記のとおり概算払を請求します。

号で交付決定のあった補助事業について

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

口座振替金融機関		
支 店 名		
預 金 種 別	普通・当座	いずれかに○印をつける
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

備考 1. 口座振替依頼書、通帳の写しその他指示する書類を添付すること。

2. 補助対象者名義の口座を記入すること。

(注) 署名を行う場合は、押印は不要です。

第 年 月 日 号

様

都城市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定のあった補助金については、都城市危険ブロック  
塀等除却促進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により交付額を次のとおり確定したので  
通知します。

交 付 決 定 済 額	円
交 付 確 定 額	円
補 助 事 業 の 種 別	
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	都 城 市
補 助 金 の 交 付	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済

年 月 日

都城市長

宛て

住所  
氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で確定通知のあった補助事業について  
下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

口座振替金融機関		
支 店 名		
預 金 種 別	普通・当座	いずれかに○印をつける
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

- 備考 1. 口座振替依頼書、通帳の写しその他指示する書類を添付すること。  
2. 補助対象者名義の口座を記入すること。

(注) 署名を行う場合は、押印は不要です。